

極
秘

9

韓日間財産及び請求権協定要綱韓国側提案

(一九五二年二月二十一日提出)

- 一、韓国より運び來りたる古書籍、美術品、骨董品、その他国宝、地図原版及び地金と地銀を返還すること
- 二、一九四五年八月九日現在日本政府の對する朝鮮総督府負債清算を了済すること
- 三、一九四五五年八月九日以後韓国より付替又は送金されたる金員を返還すること
- 四、一九四五五年八月九日現在韓國に本店又は主たる事務所のありたる法人の日本にある財産を返還すること
- 五、韓国国民（法人を含む）の日本國又は日本国民（法人を含む）に対する日本の国債、公債、日本銀行券、被徵用韓國人の未收金及びその他の請求権を了済すること
- 六、韓国国民（法人を含む）所有の日本法人の株式又はその他の証券を法的に認定すること
- 七、前記の諸財産又は請求権より生じた諸果実を返還すること
- 八、前記の返還及び了済は協定成立後即時開始されるとも六箇月以内に終了すること

極秘

9
一 在韓日本私有財産に関する日本政府の主張
二 在韓日本私有財産の法的性格は一般的には國際法の諸原則によつて律せられてゐるが、具体的には対日平和條約第四条b項(特に米軍政府の命令第三十三号の關係)及び同平和條約第八条(特に同条と本件財産引渡しに関する米韓協定との關係)が問題となる。

三 日本は米軍政府の処分の効力を認めたわけであるが、これは占領軍が國際法上適法に行つた財産の処分は、日本国はこれを有効なものとして認め、その効力について、争うことはしないという意味であり、國際法上占領軍に認められていない処分は合法であると認めるのではない。

四 軍令第三十三号は本件財産が軍政府に没収されると規定して禁じてゐるが、これはヘーグの陸戰法規第四十六条が占領軍に対しあたかも各國の敵産管理法におけるが如く、あるいは民法上の信託の觀念の如く正当な所有者*rightful owner*たる原所有者の請求権は財産の移転とは無関係に常に存続する。占領軍は沒

四
收することができないが、管理者として敵国私有財産を処分し得るが、その対価及び果実は原所有者に返還すべきものである。
米占領軍が以上の意味で所有する財産は米韓協定によつて韓国政府に移転され、日本政府は連合国に對しては平和条約第八条によつてその効力を承認している。また同条の「條約」「取極」は「平和の回復のため又はこれに關連して行う」ものであり、連合国が敗戦国との直接關係で「平和の回復のため」結ぶ「條約」「取極」を意味するから、米韓協定のような間接的なものが含まれるとは思われない。仮りにこの協定が日本を拘束するとしても、米韓協定は米占領軍の権限全部を韓国に移譲したのではなく、同協定第五条によつて、本件財産が韓国に移管せられ、更にこれを管理する権限又は義務が移されたのである。交戦国として、更に占領軍として当然米軍の有していいた処分権を交戦国でも占領軍でもない第三者にアメリカが移譲したとするならばこれは明らかに國際法の原則を無視するものといわなければならぬ。米韓協定によつて韓国は善意の管理者たるの義務を承認したのであり、故に同協定第五条第三項は「財産の~~くわせ~~管

五
理及び処分から生ずる現在及び将来のすべての請求権を含むす
べての責任」から米国を免責する旨を規定し、代つて韓国がそ
の責に任すべきを明らかにしたのである。
以上の諸点からして日本政府は在韓日本私有財産については全
般的に正当の原所有者への返還を要求すると同時に米軍政府の
とつた管理及び処分に関する措置並びに韓国政府のとつた單純
なる管

な管理は日本側としてもその有効性を承認するものである。
この問題は、韓國の主張によれば、在韓日本私有財産の返還を主たる目的とするものである。しかし、米軍政府のとつた管理は、在韓日本私有財産の返還を前提としたものである。したがって、この問題は、在韓日本私有財産の返還を主たる目的とするものである。